

改正後（改正素案）	改正前
<p>愛媛県動物愛護管理推進計画（令和3年3月改正）</p> <p>目次</p> <p>第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方</p> <p>1 動物の愛護</p> <p>2 動物の管理</p> <p>3 <u>合意形成</u></p> <p>第2 計画策定(改正)の考え方</p> <p>1 計画の策定<u>及び改正の理由</u></p> <p>2 性格</p> <p>3 期間</p> <p>第3 計画の基本方針</p> <p>1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立</p> <p>2 県・市町・関係団体の連携</p> <p>第4 課題への取組</p> <p>課題1 <u>所有者等の社会的責任の徹底</u></p> <p>施策1 適正飼養の徹底と普及啓発の強化</p> <p>施策2 所有者明示（個体識別）措置の徹底</p> <p>施策3 <u>特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底</u></p> <p>課題2 事業者の社会的責任の徹底</p> <p>施策4 動物取扱業の<u>適正化</u></p> <p>施策5 動物取扱業の資質の向上</p> <p>施策6 動物関連学校との連携</p> <p>施策7 産業動物及び実験動物の適正な取扱いの<u>推進</u></p>	<p>愛媛県動物愛護管理推進計画（平成26年3月改正）</p> <p>目次</p> <p>第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方</p> <p>1 動物の愛護</p> <p>2 動物の管理</p> <p>第2 計画策定(改正)の考え方</p> <p>1 計画策定<u>(改正)の趣旨</u></p> <p>2 性格</p> <p>3 期間</p> <p>第3 計画の基本方針</p> <p>1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立</p> <p>2 県・市町・関係団体の連携</p> <p>第4 課題への取組</p> <p>課題1 <u>飼主の社会的責任の徹底</u></p> <p>施策1 適正飼養の普及啓発の強化</p> <p>施策2 所有者明示（個体識別）措置の徹底</p> <p>施策3 <u>犬の適正飼養の徹底</u></p> <p>施策4 <u>猫の適正飼養の徹底</u></p> <p>施策5 <u>特定（危険）動物等の飼養許可及び適正管理の徹底</u></p> <p>課題2 事業者の社会的責任の徹底</p> <p>施策6 動物取扱業の<u>監視の強化</u></p> <p>施策7 動物取扱業の資質の向上</p> <p>施策8 動物関連学校との連携</p> <p>施策9 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの<u>対応</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>課題3 地域における取組</p> <p>施策<u>8</u> 動物愛護推進員の活動の活性化</p> <p>施策<u>9</u> 地域の飼主のいない猫対策</p> <p>施策<u>10</u> 教育現場及び地域における<u>動物愛護の普及啓発活動の推進</u></p> <p>課題4 処分頭数減少への取組</p> <p>施策<u>11</u> 終生飼養の徹底</p> <p>施策<u>12</u> 繁殖制限措置の<u>周知徹底</u></p> <p>施策<u>13</u> 動物の引取り制度の適正な運用</p> <p>施策<u>14</u> 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり</p> <p>課題5 県民と動物の安全の確保</p> <p>施策<u>15</u> 動物由来感染症対策</p> <p>施策<u>16</u> 災害発生時の動物の保護及び逸走防止</p> <p>第5 計画の推進</p> <p>1 計画の周知</p> <p>2 計画の実施体制の整備</p> <p>3 市町との連携推進</p> <p>4 関係団体等との連携推進</p> <p>5 民間企業との連携推進</p> <p>6 愛媛県動物愛護推進懇談会の運営</p> <p>第6 本計画の評価及び見直し</p> <p>1 <u>令和元年度までの達成状況</u></p>	<p>課題3 地域における取組</p> <p>施策<u>10</u> 動物愛護推進員の活動の活性化</p> <p>施策<u>11</u> 地域の飼主のいない猫対策</p> <p>施策<u>12</u> 教育現場及び地域における普及啓発・<u>動物介在活動の推進</u></p> <p>課題4 処分頭数減少への取組</p> <p>施策<u>13</u> 終生飼養の徹底</p> <p>施策<u>14</u> 繁殖制限措置の<u>拡大</u></p> <p>施策<u>15</u> <u>動物愛護センターからの情報提供</u></p> <p>施策<u>16</u> 動物の引取り制度の適正な運用</p> <p>施策<u>17</u> 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり</p> <p>施策<u>18</u> <u>犬猫の引取り窓口における飼主への指導</u></p> <p>課題5 県民と動物の安全の確保</p> <p>施策<u>19</u> 動物由来感染症対策</p> <p>施策<u>20</u> 災害発生時の動物の保護及び逸走防止</p> <p>施策<u>21</u> <u>市町等の災害時対策の促進</u></p> <p>第5 計画の推進</p> <p>1 計画の周知</p> <p>2 計画の実施体制の整備</p> <p>3 市町との連携推進</p> <p>4 関係団体等との連携推進</p> <p>5 民間企業との連携推進</p> <p>6 愛媛県動物愛護推進懇談会の運営</p> <p>第6 本計画の<u>成果と課題</u></p> <p>1 <u>平成24年度までの達成状況</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>2 <u>令和12年度に向けた目標</u></p> <p>3 <u>達成状況の評価と計画の見直し</u></p> <p>第1 <u>動物の愛護及び管理の基本的な考え方</u></p> <p>1 <u>動物の愛護</u></p> <p><u>動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物をみだりに殺したり、傷つけ苦しめることのないように取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことです。</u></p> <p><u>動物の利用や殺処分についても、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りです。</u></p> <p><u>社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して優しいまなざしを向ける態度が求められます。</u></p> <p>2 <u>動物の管理</u></p> <p><u>人と動物が共生する社会を形成するためには、動物愛護の精神を確立することと併せて、動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分に自覚し、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要があります。</u></p> <p><u>その際、逸走やみだりな繁殖を防止する目的を果たすために動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合があることや、所有者等がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為が、動物</u></p>	<p>2 <u>平成35年度に向けた目標</u></p> <p>3 <u>達成状況の評価と計画の見直し</u></p> <p>第1 <u>動物の愛護及び管理の基本的な考え方</u></p> <p>1 <u>動物の愛護</u></p> <p><u>人は、他の生物を利用又はその命を犠牲にしなければ生きていけない存在であることを認識したうえで、みだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう、その習性を考慮して適正に取扱うことが必要です。愛玩動物をかわいがることのみでなく、産業動物や実験動物の福祉について考え、動物園等の展示動物の飼養環境を工夫すること等も、動物を愛護することにほかなりません。また、動物を愛護することを通して、生命を尊重する気持ちや他人を思いやるといった心の豊かさが育まれます。動物に対する気持ちは人様々であり、必ずしも好意を抱かない人もいます。人々がそれぞれに、動物とどのように関わっていくかについて考えることも動物を愛護するうえでは重要なことです。</u></p> <p>2 <u>動物の管理</u></p> <p><u>私たちが暮らす社会においては、動物との関わりは、その大小を問わず必ずあります。家畜等の食肉の恩恵を受け、実験動物の犠牲のうえに医療の進歩があることを忘れてはなりません。また、私たちの暮らしの身近なところにおいては、家庭内で飼養している愛玩動物、近所で飼養されている動物のほか、飼主のいない猫等の存在もあります。私たちが暮らす中で、動物による生活環境への悪影響や財産の侵害は防止されるべきことです。飼養動物については、鳴き声、糞尿等による近隣への迷惑、人への危害や財産への侵害がな</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることに留意する必要があります。</u></p> <p><u>また、多くの県民が飼育しているペットは、伴侶動物（コンパニオンアニマル）としていまや生活に欠かせない存在になっていますが、ペットが人と共に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについて十分に考慮し、その飼養及び保管を適切に行うことが求められます。</u></p> <p><u>3 合意形成</u></p> <p><u>県民が動物に対して抱く意識や感情は多様であるが、全ての県民に共通して適用されるべき動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性や客観性の高いものであるとともに、県民の合意の下に形成していくことが必要です。</u></p> <p><u>動物愛護の精神を広く普及し、人と動物が共生する社会の実現を目指すためには、地域の実情や関係者の立場の違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論を重ねることが必要です。</u></p> <p><u>県では、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）等に示される国の動向を踏まえ、地域の実情にあった動物の愛護及び管理の考え方や人と動物の共生の在り方について検討していきます。</u></p> <p>第2 計画策定（改正）の考え方</p> <p>1 計画の策定及び改正の理由</p> <p><u>平成18年に国が策定した基本指針に基づき、平成20年3月に愛媛県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、本県の動物の愛護及び管理に関する施策や目標を定め平成26年3</u></p>	<p><u>いように適切に管理される必要があります。動物の管理は、動物の愛護と調和のとれた表裏一体となったものでなければなりません。</u></p> <p>第2 計画策定（改正）の考え方</p> <p>1 計画策定（改正）の趣旨</p> <p><u>近年、都市化の進展や核家族化、社会の少子高齢化等を社会的背景としたコンパニオンアニマルの重要性の高まり、動物との触れ合いによる情操面への効果、影響が注目を集める一方で、動物の不適</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p data-bbox="174 212 1113 443">月の改正等を経て、今日まで「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立に向けた施策に取り組んできました。今般、令和元年の法改正に伴い、基本指針が改正されたことから、改正基本指針に即し、本計画策定後の施策の取組状況等を検証し、更なる必要な施策を推進するために本計画を改正することとしました。</p> <p data-bbox="174 1038 320 1070">2 性格</p> <p data-bbox="174 1090 1113 1366">本計画は、<u>法第6条に基づき都道府県が定めるもので、基本指針に即し、本県の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性や中長期的な目標を明確にし、目標達成のための手段や実施主体の設定等を行うことにより、計画的で統一的に施策を実施し、すべての県民の共通の理解形成のための指針になることを期待するものです。</u></p> <p data-bbox="174 1378 320 1410">3 期間</p>	<p data-bbox="1169 212 2107 639">切な飼養や近隣への迷惑問題、動物の遺棄や虐待事件、動物取扱業のより一層の適正化が問題視されています。こうした中、人と動物との関わり合いについて、飼主、事業者、地域の住民、関係団体等、動物に関わるすべての人々による「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立に向けて、県が取り組む中長期的な計画として平成20年3月に愛媛県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、これまで、本計画に基づき動物愛護思想の普及啓発や所有者からの犬猫の引取り有料化、収容した犬猫の譲渡の推進等を進めてきました。</p> <p data-bbox="1169 652 2107 884">その後、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正され、それに基づき平成25年8月には本計画の基になる、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）も改正されました。</p> <p data-bbox="1169 896 2107 1027">そこで、改正基本指針に即し、かつ、本計画策定後の5年間における施策の取組状況を検証し、更なる必要な施策を推進するために、本計画を改正することとしました。</p> <p data-bbox="1169 1040 1314 1072">2 性格</p> <p data-bbox="1169 1091 2107 1222">本計画は、<u>動物愛護管理法第6条に基づく計画であり、県民、市町、動物愛護団体等、動物愛護管理に関わる様々な団体及び個人が共有すべき認識を示す指針となるものです。</u></p> <p data-bbox="1169 1378 1314 1410">3 期間</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。</p> <p>第3 計画の基本方針</p> <p>1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立</p> <p><u>県では、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するため、以下の5つの課題について重点的に取組み、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の実現を目指します。</u></p> <p><u>また、平成14年12月に愛媛県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）を設立し、動物愛護管理対策の総合的な拠点施設と位置付けて、各種事業に取り組んできました。令和元年の法改正により、「動物愛護管理センター」が動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する施設として明確に規定されましたが、引き続き、動物愛護管理施設の拠点として、更なる機能の拡充を図っていきます。</u></p> <p>課題1 所有者等の社会的責任の徹底 課題2 事業者の社会的責任の徹底 課題3 地域における取組 課題4 処分頭数減少への取組 課題5 県民と動物の安全の確保</p>	<p>本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。</p> <p>第3 計画の基本方針</p> <p>1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立</p> <p><u>愛媛県では、平成14年12月に愛媛県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）を設立し、動物の愛護及び適正な飼養に関する知識の普及等の推進並びに犬猫の引取り、保管及び処分等の動物管理業務を行ってきました。</u></p> <p><u>また、平成18年4月からは、新たに動物由来感染症対策、第一種動物取扱業者の登録及び監視指導、特定（危険）動物の飼養保管許可を行う業務を加え、さらに、平成25年9月からは、動物愛護管理法の改正に伴い、第二種動物取扱業者に対する立入検査の業務を行う等、動物愛護センターを、総合的動物対策の拠点施設と位置付けて、各種事業に取り組んでいます。</u></p> <p><u>しかしながら、一般の動物飼養者及び第一種動物取扱業者による不適正飼養が依然として見られる等、動物愛護管理に関する活動は県民共通の理解の形成までには至っていません。</u></p> <p><u>こうした動物を取巻く社会情勢を踏まえ、愛媛県では、人と動物が共生する豊かな地域社会の確立に向けた更なる取組が必要と考え、以下の5つの課題について今後も重点的に取り組めます。</u></p> <p>課題1 飼主の社会的責任の徹底 課題2 事業者の社会的責任の徹底 課題3 地域における取組 課題4 処分頭数減少への取組 課題5 県民と動物の安全の確保</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>2 県・市町・関係団体の連携</p> <p>動物の愛護と管理をめぐる課題は、<u>所有者等の不適切な飼養やマナーの欠如による近隣への迷惑行為等、地域に密着したものから、動物取扱業の監視指導、特定動物の飼養保管許可、動物の捕獲・収容等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。</u></p> <p>また、それぞれの課題に対して、<u>地域の実情を踏まえて効果的に取り組むためには、行政機関相互及び行政機関内の部局間の連携はもちろんのこと、獣医師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、調査研究機関、動物愛護推進員、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関わる関係者が協働して対応するネットワークが広がるようにする必要があります。</u></p> <p><u>なお、協働の進め方によっては、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点も必要です。</u></p> <p>（1）<u>県の役割</u></p> <p>県には、第一種動物取扱業の登録と監視指導、第二種動物取扱業の<u>届出と指導等、特定動物の飼養保管の許可、野犬等の捕獲、犬・猫・負傷動物の収容と返還・譲渡、動物由来感染症対策、災害時に備えた体制整備及び災害時の動物救援等、広域的・専門的な役割があります。</u>また、各市町、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等による地域活動が、調和のとれたものとして県内全域で実施されるように支援し、計画全体が着実に実行されていくよう協働した取組みを調整、推進していくことが求められます。</p>	<p>2 県・市町・関係団体の連携</p> <p>動物愛護管理に関する課題は、<u>飼主の不適切な飼養やマナーの欠如による近隣への迷惑行為等、地域に密着したものから、動物取扱業の監視指導、特定（危険）動物の飼養保管許可、動物の捕獲・収容等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。</u>また、それぞれの課題に対して、<u>愛媛県、各市町、動物愛護団体等、多くの主体が関わっています。「人と動物が共生する豊かな地域社会」を確立するためには、飼主と動物の関係のみならず、地域社会との関係についても各主体が連携して取り組む必要があります。</u></p> <p>（1）<u>愛媛県の役割</u></p> <p>県には、第一種動物取扱業の登録と監視指導、第二種動物取扱業の指導等、特定（危険）動物の飼養保管の許可、野犬等の捕獲、犬・猫・負傷動物の収容と返還・譲渡、動物由来感染症対策、災害時に備えた体制整備及び災害時の動物救援等、広域的・専門的な役割があります。また、各市町、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等による地域活動が、調和のとれたものとして県内全域で実施されるように支援し、計画全体が着実に実行されるよう努めます。</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>（２）市町の役割</p> <p><u>市町は、動物愛護管理に関する課題の多くが地域社会に密着したものであることから、地域の実情に応じた動物愛護管理の推進や地域防災計画に基づくペットの災害対策などの取組みを行うことが求められます。</u></p> <p>（３）動物の所有者等の役割</p> <p><u>動物の所有者等は、関係法令を守ることはもちろん、動物愛護の精神を理解して動物の適正飼養に努めるとともに、マナーを守り、動物を所有又は占有することに伴う社会的な責任を自覚した行動をとることが求められます。</u></p> <p>（４）事業者等の役割</p> <p><u>動物取扱業者は、自らが所有又は占有する動物の適正な飼養及び管理を行うことはもちろんのこと、動物の所有者等へのアドバイザーとしての役割を担うことが求められます。</u></p> <p><u>畜産業者や実験動物施設等は、飼養基準やアニマルウェルフェアについて理解し、動物を利用する立場として、適正な飼養管理</u></p>	<p>（２）市町の役割</p> <p><u>動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであるため、課題解決には、個々のケースに応じたきめ細かな取組が不可欠となります。県内の市町は、野犬による危害防止、犬猫の引取り等において、前線で住民と関わっていることから、域内の飼主に対し、動物の適正飼養に関する社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していくことが求められています。また、災害時に備えた体制や災害時における域内の飼養動物の救援体制等についても整備することが求められます。</u></p> <p>（３）飼主の役割</p> <p><u>飼主が果たすべき役割は、法令を遵守することはもちろん、動物の生態、習性、生理を十分に認識したうえで、生涯にわたり適正に飼養することです。そのためには、飼養を開始する前に、動物を飼養することで変化する飼主の生活環境、想定される動物の問題行動、不妊去勢手術の必要性、動物の生涯にわたる飼主側の家族構成の変化等について十分に考慮しておく必要があります。また、地域社会のマナーを守り、飼養動物が地域の一員として受け入れられるように注意を払うことが求められるほか、災害時に備えた動物のしつけや餌等の物資の備蓄も必要です。</u></p> <p>（４）<u>第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者の役割</u></p> <p><u>第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者は、単に健康な動物を販売、譲渡等するだけでなく、これから動物の飼養者となる県民の最初のアドバイザーとしての重要な役割があります。そのためには、動物愛護管理法で定める様々な基準や義務の遵守はもとより、購入者の生活環境等を考慮した適切な動物の選定、飼養開始後に想</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>に努めることが求められます。</u></p> <p><u>動物関連学校は、県の施策に協力し、動物の飼養や公衆衛生上の正しい知識の発信等により、専門的、学術的なアドバイザーとしての役割を担うことが期待されます。</u></p> <p>（５）<u>県民の役割</u></p> <p><u>県民は、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立のために県、市町及び地域が行う取組を理解し、動物愛護管理上の課題を解決するため、それらの取組に協力する姿勢が求められます。</u></p> <p><u>また、恣意的な動物との関わりにより、他人の財産を侵害したり生活環境の被害を与えたりしないよう、関係法令や動物の習性等に関する正しい知識の下、節度ある態度をとることが求められます。</u></p> <p>（６）<u>動物愛護推進員の役割</u></p> <p><u>動物愛護推進員は、法に基づき、動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者のうちから知事が委嘱しており、令和２年３月31日現在で114名が活動しています。</u></p> <p><u>また、その役割として、県民への動物愛護思想の普及啓発、行政の施策への協力、動物の所有者等に対する適正な飼養に関する助言、災害時における動物の保護などへの協力等があります。</u></p> <p>（７）<u>動物愛護の地域ボランティア、協力企業、民間団体等の役割</u></p> <p><u>動物愛護の地域ボランティア、協力企業及び民間団体は、行政</u></p>	<p><u>定される諸問題への対応等についてアドバイスをを行い、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立への一翼を担うことが求められます。</u></p> <p>（５）<u>県民の役割</u></p> <p><u>本計画の策定趣旨である「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立には、動物に好意を抱く人、動物に対して必ずしも好意を持たない人を含めた県民全体が、動物に対する理解と愛情を持ち、動物に関する課題を共に協力しながら解決していくことが大切です。その実現のためには、自身の隣人等身近な人々が動物に対して抱く感情は様々であることを認識した上で、互いに理解しようとする努力が求められます。</u></p> <p>（６）<u>動物愛護推進員の役割</u></p> <p><u>動物愛護管理法第38条第１項に「都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。」と規定されており、愛媛県では現在122名が各地域で動物愛護思想や動物の適正飼養に関する知識の普及啓発活動を実施しています。</u></p> <p><u>動物愛護推進員には、住民への動物愛護思想の普及啓発、行政の動物愛護管理施策への協力、飼主に対する動物の適正な飼養に関する助言、災害時における動物の保護等への協力等の役割があります。</u></p> <p>（７）<u>ボランティア、関係団体等の役割</u></p> <p><u>ボランティア、動物愛護団体は、県や市町と連携して、行政が進める動物愛護管理施策に協力することや独自の事業により更なる</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>の施策に協力するとともに、地域に密着した立場を生かした効果的な活動の実施により、施策の更なる推進に貢献することが期待されます。</u></p> <p><u>この中で、獣医師会は、動物の愛護及び福祉に関する社会貢献活動を行う事業者として、広域活動や行政との協定などにより、行政と緊密に連携してその施策の一部を担っています。また、獣医師は、診療行為等を通じて動物の所有者等へのアドバイザーの役割を担うとともに、負傷動物の診療や虐待の通報により、県と連携して動物の安全の確保や飼養の水準を適正に保つ役割が期待されます。</u></p> <p>第4 課題への取組</p> <p>課題1 <u>所有者等の社会的責任の徹底</u></p> <p>飼養動物に関わるトラブルの多くは、<u>飼養動物に関する飼主の知識不足及び責任感やマナーの欠如に原因があります。</u>飼養動物の存在が近隣の人々に受け入れられ、地域においてトラブルを減少させられるよう、飼主に課せられた社会的責任について啓発するとともに、適正な飼養、法令の遵守、マナーの向上に向けた施策の展開を行います。</p> <p>施策1 <u>適正飼養の徹底と普及啓発の強化</u></p>	<p><u>施策の推進に資することが求められます。</u></p> <p><u>また、動物愛護管理や動物由来感染症等に関し専門的な知見や経験を有している獣医師会は、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立に向け、県や市町と緊密に連携して施策の遂行に協力することが求められます。</u></p> <p>第4 課題への取組</p> <p>課題1 <u>飼主の社会的責任の徹底</u></p> <p>飼養動物に関わるトラブルの多くは、飼主の<u>飼養動物に関する知識不足及び責任感やマナーの欠如に原因があります。</u>地域においてトラブルを減少させるために、飼養動物の存在が近隣の人々に受け入れられるよう、飼主に課せられた社会的責任について理解を深め、適正な飼養、法令の遵守、マナーの向上に向けた施策の展開を行います。</p> <p>施策1 <u>適正飼養の普及啓発の強化</u></p> <p><u>（1）動物の適正飼養に関する普及啓発</u></p> <p>○ <u>安易な飼養開始の防止の普及啓発</u></p> <p><u>動物の飼養に関する責任や義務についてよく理解せず安易に飼養開始したために想定していない問題に遭遇して、飼養の継続を断念し、動物を処分するといったケースがあります。このような動物にとっても、飼主にとっても不幸なケースを防ぐため、動物販売業者</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
	<p>による販売時の飼主に対する現物確認及び対面説明等の徹底を図ります。また、動物愛護センターや第二種動物取扱業者及びその他団体等における譲渡時に、動物の寿命、飼養にかかる経費、病気や問題行動の可能性、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の介護の問題等、飼主及び関係者の負担と責任に関して十分な理解を得られるよう説明を行い、安易な飼養開始が行われることのないように努めます。さらに、動物販売業者による無計画な繁殖、販売が行われないよう指導を強化するとともに、第二種動物取扱業者等による無責任な譲渡が行われないよう指導を行います。</p> <p>○ 普及啓発活動の場の拡大</p> <p>飼主の適正飼養に関する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口だけでなく、関係団体との連携により、飼養に必要な器材や飼料等を販売する施設、動物取扱業、動物診療施設等の飼主がよく利用する施設に、また、社会貢献活動として動物愛護に取り組む企業（以下「企業」という。）等の協力を得て、一般に多くの人が利用する施設にもポスター、パンフレットを設置する等、普及啓発を行う場を拡大します。</p> <p>また、主として動物愛護センターで実施しているしつけ方教室、動物愛護週間行事等適正飼養に関するイベントは、県内各地でも開催できるよう市町や企業等の協力を得て、開催場所を拡大していきます。</p> <p>○ ホームページ等を活用した普及啓発</p> <p>動物愛護センターをはじめ、動物愛護団体等の関係団体や企業等及び動物取扱業者と協働し、ホームページを活用したり放送媒体等の協力を得たりして、情報等を提供することにより、普及啓発を行い</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>（１）犬の適正飼養の徹底</u></p> <p><u>ア 登録・狂犬病予防注射率の向上</u></p> <p><u>○ 狂犬病予防注射の必要性の周知</u></p> <p><u>世界では今なお、推定で年間５万９千人（世界保健機構（WHO）、2017年報告）もの命が狂犬病で失われており、日本の周辺</u></p>	<p>ます。</p> <p><u>（２）動物の遺棄・虐待への対応</u></p> <p><u>動物の遺棄・虐待は犯罪であることを強く訴え、防止するための効果的な普及啓発の方法について検討していきます。また、警察、市町及び動物愛護推進員と連携した対応を緊密にできるよう、体制強化を図ります。</u></p> <p><u>施策２ 所有者明示（個体識別）措置の徹底</u></p> <p><u>所有者を明示することは、動物の遺棄、盗難や迷子の防止をはじめ、迷子になった動物、緊急・災害時に逸走した動物の返還が容易になり、所有者の責任を明確化することにもつながりますが、徹底されているとは言えない状況です。</u></p> <p><u>このことから、市町や獣医師会との連携だけでなく、関係団体や企業等の協力も得て、犬については狂犬病予防法に基づく鑑札装着等の徹底を図り、猫やその他の動物については、動物愛護センターで実施する各種教室・リーフレット・ホームページ等を通じた、迷子札・マイクロチップ等の個体識別措置に関する情報提供及び普及啓発の強化を図ります。</u></p> <p><u>なお、マイクロチップは、脱落等のおそれがなく、かつ、所有者明示に確実性があることから、獣医師会とも連携し、更なる普及を図ります。</u></p> <p><u>施策３ 犬の適正飼養の徹底</u></p> <p><u>（１）登録・狂犬病予防注射率の向上</u></p> <p><u>○ 狂犬病予防注射の必要性の周知</u></p> <p><u>狂犬病は、現在においても、世界のほとんどの国で発生しており、発症すれば100%死亡する恐ろしい病気であり、毎年４～５万人の</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>国を含む世界のほとんどの地域で発生しています。</u></p> <p><u>日本では、犬の登録と狂犬病予防注射が義務化されているため、犬を含む動物での狂犬病の発生はありませんが、人・物の行き来が盛んな近年では、狂犬病が侵入するリスクがこれまで以上に高くなっています。また、県内の狂犬病予防注射率は低い水準で推移していることから、万一国内に侵入した場合に備えるため、予防注射の必要性についての周知・啓発を強化し、適宜飼主に対する指導を行います。</u></p> <p>○ <u>動物診療施設等での登録・注射済票交付の促進</u></p> <p>近年、市町が実施する狂犬病予防注射（集合注射）<u>実施頭数</u>が減少し、動物診療施設での予防注射が増加する傾向が見られます。このため、<u>市町においては、動物診療施設で狂犬病予防注射と注射済票交付及び未登録犬の登録を同時に行えるよう、獣医師会等へ業務を委託し飼主の利便性向上を図ることで、登録、狂犬病予防注射を促進することが期待されます。</u></p> <p>○ <u>効果的な普及啓発の方法の検討</u></p> <p><u>狂犬病予防注射率が高い自治体等の取組み状況を参考にし、効果的な普及啓発方法について関係機関で検討を行います。また、動物診療施設や動物取扱業等の飼主がよく利用する施設において、犬の登録及び狂犬病予防注射は所有者の義務であることの周知・啓発を強化します。</u></p> <p>イ <u>犬による咬傷事故の未然防止の徹底</u></p> <p><u>放し飼いの飼い犬や無責任な餌やりにより増加した野犬によって咬傷事故が発生しているため、それらの行為者への指導を強化します。また、犬のしつけの必要性及び技術的指導について、動</u></p>	<p><u>死者が発生しています。平成25年には、日本に近く地理的条件も似ている台湾において52年ぶりの発生が確認される等、清浄国である日本においても、狂犬病が侵入するリスクがこれまで以上に高くなっていることから、万一国内に侵入した場合に備えるため、毎年狂犬病予防注射をすることの必要性についての周知を強化し、適宜指導を行います。</u></p> <p>○ <u>動物診療施設等での登録・注射済票交付の促進</u></p> <p>近年、市町が実施する狂犬病予防注射（集合注射）数が減少し、動物診療施設での予防注射が増加する傾向が見られます。このため、動物診療施設で、狂犬病予防注射と<u>登録・注射済票交付を同時に行えるよう市町においては獣医師会へ業務委託し飼主の利便性向上を図っています。今後、更なる窓口拡大を図り、登録、予防注射の促進に努めます。</u></p> <p>○ <u>飼主が利用する施設での取組</u></p> <p><u>動物愛護センターや飼主が利用するペットホテル、ペット美容室等において、登録や予防注射の実施について、広く周知し、指導の強化を行っていきます。</u></p> <p><u>（2）犬による咬傷事故の未然防止の徹底</u></p> <p><u>放し飼い等明らかに飼主の無責任や不注意によって起こる咬傷事故について、指導を強化し、認識の向上を図る活動を行います。また、犬のしつけの必要性及び技術的指導について、動物愛護セン</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>物愛護センターや動物愛護推進員から助言を行うとともに、飼主と犬が良好な信頼関係を築くための相談対応及び講習会の開催等を行います。</p> <p>ウ <u>法令・マナー遵守の徹底</u></p> <p>法令を遵守することは所有者等の義務であり、さらに条例では、<u>飼い犬の係留の義務や公共の場所で排泄した糞の除去等についても規定されています。法令やマナーの遵守は、飼い犬が地域社会で受け入れられるためにも重要なことから、所有者等へこれらの周知・指導を行います。</u></p> <p>エ <u>しつけの必要性の周知</u></p> <p>しつけは、<u>飼主と飼い犬が良好な信頼関係を築くとともに、犬に社会性を身につけさせるために重要です。犬は、無駄吠え、人に噛みつくといった問題行動を起こすことがあります、この場合、飼主に対してだけでなく近隣への迷惑問題へと発展するおそれがあります。このような問題を起こさないようにするため、動物愛護センターでは、しつけ方教室や相談業務の充実を図り、しつけの必要性について周知・啓発を行います。</u></p> <p>オ <u>繁殖防止措置の徹底</u></p> <p>所有者等は、<u>飼養している犬の適切な飼養環境の確保、終生飼養に努めるだけではなく、犬が繁殖し適正飼養が困難となる場合には、不妊去勢手術などの繁殖防止措置を行うことが義務付けられています。そのため、譲渡時や動物取扱業者からの販売時等において、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づき、原則として繁殖制限しなければならないことについて、十分な説明が</u></p>	<p>ターや動物愛護推進員による助言を行うとともに、飼主と犬が良好な信頼関係を築くための相談（窓口の設置）及び講習会の開催等を行います。</p> <p>（３）マナー遵守の徹底</p> <p>法令を遵守することは飼主の義務ではありますが、「人と動物が共生する豊かな地域社会」においては、<u>公共の場所で放し飼いや糞を放置しない等のマナー遵守も重要なことであることを周知徹底し、市町や動物愛護推進員との連携により、飼主への指導を行います。</u></p> <p>（４）しつけの必要性の周知</p> <p><u>無駄吠え、人に噛みつくといった犬の問題行動は、飼主だけでなく近隣への迷惑問題へと発展するおそれがあります。このような問題行動を起こさないようにするため、動物愛護団体等の関係団体の協力を得ながら、動物愛護センターにおけるしつけ方教室や問題行動に関する相談業務の充実を図るとともに、犬に社会性を身につけさせることの必要性を飼主へ周知していきます。また、必要に応じて、専門家と連携を図り飼主と犬が良好な信頼関係を築くための活動を行います。</u></p> <p>（５）不妊去勢手術の推進</p> <p><u>飼主は、飼養している犬が繁殖し飼養数が増加した場合においても、適切な飼養環境の確保、終生飼養に努めなければなりません。繁殖を望まない飼主には、不妊去勢手術による繁殖制限措置を実施することが責務であることを獣医師会及び動物愛護団体等の関係団体や企業等の協力を得ながら普及啓発します。また、不妊去勢手術は性的ストレスの低減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>行われるようにします。また、繁殖防止措置の徹底について広く周知するとともに、適正な飼養管理を行うことができない頭数の飼養は、虐待となるおそれがあることの認識、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢手術や雌雄分別飼育措置の徹底について普及啓発します。</u></p> <p><u>（２）猫の適正飼養の徹底</u></p> <p><u>ア 屋内飼養等の推進</u></p> <p><u>県内の多くの地域において、猫の所有者等と近隣住民との間で、猫の糞尿等による生活環境の悪化や猫に財産を傷つけられるといったトラブルがあります。屋内飼養はこうしたトラブルを解消・未然に防ぐことができます。</u></p> <p><u>また、屋内飼養は、交通事故や感染症の予防、予期せぬ繁殖の防止等の利点もあることから、屋内飼養を実践している事例を、パネル展や講習会等を通じて広く紹介し、屋内飼養の推進を図ります。</u></p> <p><u>イ 繁殖防止措置の徹底</u></p> <p><u>飼主には、適切な飼養環境の確保、終生飼養を実施するだけでなく、飼養している猫がみだりに繁殖しないよう不妊去勢手術などの繁殖防止措置を行うことが義務付けられています。そのため、猫の譲渡時や販売時等において、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づき、原則として繁殖制限しなければならないことについて説明が行われるよう促すとともに、適正な飼養管理を行うことができない頭数の飼養は虐待となるおそれがあることや、不妊去勢手術や雌雄の分別飼育等による繁殖防止措置の徹底</u></p>	<p><u>抑制等の利点があることもあわせて普及啓発します。</u></p> <p><u>施策４ 猫の適正飼養の徹底</u></p> <p><u>（１）屋内飼養等の推進</u></p> <p><u>県内の都市部では、住宅が過密になっている地域も多く、猫の飼主と近隣との間で、猫の糞尿や猫に財産を傷つけられるといったトラブルも増加傾向にあります。こういったトラブルを解消・未然に防ぐため、屋内飼養の推進を図る必要性があります。また、屋内飼養は、交通事故や感染症の予防、予期せぬ繁殖の防止等の利点もあることから、屋内飼養を実践している事例を、パネル展等を通じて広く紹介するとともに、動物愛護センターやその他一般の方が訪れやすい場所における猫に関する講習会やイベントを充実させること等により屋内飼養の推進を行います。</u></p> <p><u>（２）不妊去勢手術の推進</u></p> <p><u>近年、猫の引取り頭数が増加しており、中でも飼主のいない子猫の占める割合が多くなっています。そして、そのほとんどは新しい飼主が見つからず処分されています。</u></p> <p><u>飼主は、飼養している猫が繁殖し飼養数が増加した場合においても、適切な飼養環境の確保、終生飼養を実施しなければなりません。また、飼養している猫の屋外での予期せぬ繁殖を防ぐ必要もあります。屋内飼養が徹底されていない現状では、繁殖を目的としていない飼主には、猫は繁殖能力の高い動物であり、不妊去勢手術による</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>について普及啓発します。</p> <p>（3）動物の適正飼養に関する普及啓発</p> <p>ア 安易な飼養開始の防止の普及啓発</p> <p>動物の飼養に関する責任や義務についてよく理解せず安易に飼養を開始したために想定していない問題に遭遇して、飼養の継続を断念し、動物を処分するといったケースがあります。このような動物にも飼主にとっても不幸なケースを防ぐため、第一種動物販売業者による販売時、動物愛護センターや第二種動物取扱業者及びその他団体等における譲渡時に、その動物の生理、生体、習性等に加え、動物の繁殖能力により起こりうる問題、寿命、飼養にかかる経費、病気、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の介護の問題等、飼主及び関係者の負担と責任に関して十分な理解を得られるよう説明を行うとともに、逸走防止、終生飼養等の飼主等の責務について周知を行い、安易な飼養開始が行われることのないように努めます。さらに、動物販売業者による無計画な繁殖、販売が行われないよう指導を強化するとともに、第二種動物取扱業者等による無責任な譲渡が行われないよう指導を行います。</p> <p>イ 普及啓発活動の場の拡大・相互理解の推進</p> <p>動物の適正飼養に関する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口やホームページだけでなく、関係団体との連携により、飼養に必要な器材や飼料等を販売する施設、動物取扱業、動物診療施設等の飼主がよく利用する施設や、動物愛護サポーター等の協力を得て、一般に多くの人を利用する施設にもポスター、パン</p>	<p>繁殖制限措置をすることは責務であることを獣医師会及び動物愛護団体等の関係団体や企業等の協力を得ながら普及啓発します。</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>フレットを設置する等、普及啓発を行う場を拡大します。</u></p> <p><u>また、主として動物愛護センターで実施しているしつけ方教室、動物愛護週間行事等適正飼養に関するイベントは、県内各地でも開催できるよう市町や企業等の協力を得て、開催場所を拡大していきます。</u></p> <p><u>さらに、行政機関、獣医師会、企業、業界団体等団体としての動物愛護や動物の取扱いに関する考え方、また、飼主等個々人の考え方が多様であることを前提に、相互理解を推進するため、それぞれの意見を聞く機会を設け、動物の愛護及び管理の意義等に関する理解をさらに推進します。</u></p> <p><u>（４）動物の遺棄・虐待への対応</u></p> <p><u>法改正により動物の遺棄・虐待の罰則が強化され、動物虐待の通報が獣医師に義務付けられたことを踏まえ、市町や獣医師会等の関係団体と連携し、遺棄・虐待の防止の周知啓発を強化します。また、遺棄・虐待の事案に対しては、警察や市町等関係機関と連携し対応します。</u></p> <p><u>施策２ 所有者明示（個体識別）措置の徹底</u></p> <p><u>所有者を明示することは、動物の盗難や迷子の発生の防止をはじめ、迷子になった動物、非常災害時に逸走した動物の所有者の特定が容易になり、所有者の責任を明確化、ひいては所有者の意識の向上にもつながり、動物の遺棄及び逸走の未然防止に寄与するものです。</u></p> <p><u>販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等の義務化を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図るため、動物愛護センターで実施する各種教室・リーフレット・ホームペー</u></p>	

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>ジ等を通じた、迷子札・マイクロチップ等の個体識別措置に関する情報提供及び普及啓発の強化を図ります。</u></p> <p><u>また、市町や獣医師会等と連携して、犬については狂犬病予防法に基づく鑑札装着等の徹底を図るとともに、義務化対象外の犬又は猫の所有者等に対しマイクロチップ等所有者明示の必要性について普及啓発の強化を図ります。</u></p> <p>施策3 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底</p> <p><u>令和元年の法改正で、愛玩目的での特定動物の飼養または保管は禁止され、特定動物の交雑種も規制対象に追加されました。法改正内容の周知徹底とともに、法改正以前に許可を得て特定動物を飼養保管している者に対しては、適正管理及び終生飼養、繁殖禁止を周知徹底します。</u></p> <p>課題2 事業者の社会的責任の徹底</p> <p><u>動物取扱業者をはじめ、産業動物、実験動物等を取り扱う事業者には、動物の取扱いのプロとして社会的に重い責任があります。令和元年の法改正に伴い、動物取扱業等に対する規制が強化されたこと等を踏まえ、これらの事業者に対し、改正法の周知を図るとともに適正な飼養管理等を啓発し、事業者の資質の更なる向上を目指します。</u></p> <p>施策4 動物取扱業の適正化</p> <p>(1) <u>動物取扱業者による法令遵守の徹底</u></p> <p><u>依然として、動物取扱業者による不適正な飼養の実態があるこ</u></p>	<p>施策5 特定（危険）動物等の飼養許可及び適正管理の徹底</p> <p><u>動物愛護管理法により、管理が不適切な場合や逸走した場合等に、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして、約650種が特定動物として選定されています。</u></p> <p><u>特定動物の飼養者は、一般の動物の飼主以上に重い社会的責任が求められており、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置等を確実に実施すること、逸走時には責任を持って捕獲の努力をし、飼養不能時には譲渡等の対策を講じることについて、適切な指導を行います。</u></p> <p>課題2 事業者の社会的責任の徹底</p> <p><u>動物取扱業者や産業動物、実験動物等を取扱う事業者には、より重い社会的な責任があります。動物愛護管理法の改正に伴い、動物取扱業者に対する規制が強化されたこと等を踏まえ、これらの事業者に対して、適正な飼養保管の徹底を行い、資質の更なる向上を目指します。</u></p> <p>施策6 動物取扱業の監視の強化</p> <p>(1) <u>第一種動物取扱業者による購入者への指導の徹底</u></p> <p><u>動物愛護管理法では、第一種動物取扱業者が動物を販売する際に</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>とから、改正法において飼養管理に関する遵守基準が設けられるなど動物取扱業者に対する規制が強化されました。中でも、動物販売業者には、販売する犬猫の日齢制限や購入者への飼い方等の説明及び販売の記録等が義務付けられています。</p> <p>県では、動物取扱業者に対し、研修会による関係法令の周知を図るとともに、定期的な立入等で法令遵守状況を確認し、不備があれば改善指導を徹底するなど動物取扱業の適正化を推進します。</p> <p>（2）第二種動物取扱業者による<u>適正譲渡の推進</u></p> <p>第二種動物取扱業者に対し、動物の飼養管理が適切に行われているかを定期的に確認します。また、動物を譲渡する場合は、飼養環境や輸送に対して十分な耐性が備わってから譲渡することや、譲渡先に対し、動物の特性や状態に関する情報を提供することなどが適切に行われるよう周知、指導等を行います。</p> <p>施策5 動物取扱業の資質の向上</p> <p>（1）動物取扱責任者研修の充実</p>	<p>は、あらかじめ購入者に対して、現物確認・対面説明等により、その動物の生態等についての説明を行うことが義務付けられており、動物の習性や生理、飼養に要する経費、想定される問題行動、終生飼養の重要性や犬の登録・狂犬病予防注射等、飼主が動物を飼う前に理解しておかなければならないことについて説明する必要があります。動物愛護センターにおいて開催する研修会や業者への立入検査時等の機会を利用し、第一種動物取扱業者が購入者に適切な説明を行うよう指導を徹底します。</p> <p>また、無登録業者や不適正業者を確実に排除するとともに、法令で定められている基準等の遵守について指導等を徹底します。</p> <p>（2）<u>特定（危険）動物の販売業者における購入者への指導の徹底</u></p> <p>特定動物の購入者（飼養者）は、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置等を確実に実施する必要があります。特定動物の販売業者は、購入者の責務について説明する義務があり、研修会や監視時に指導を徹底します。</p> <p>（3）<u>第二種動物取扱業者による譲渡先への指導の徹底</u></p> <p>第二種動物取扱業者が動物を譲渡する場合には、可能な限り飼養環境の変化や輸送に対して十分な体制が備わってから譲渡するとともに、譲渡動物の特性や状態に関する情報を譲渡先に対して説明することが必要です。</p> <p>第二種動物取扱業者に対しては、譲渡時における譲渡先への説明等を徹底するよう、適宜指導を行います。</p> <p>施策7 動物取扱業の資質の向上</p> <p>（1）<u>第一種動物取扱業者における動物取扱責任者研修の充実</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>第一種動物取扱業者に受講が義務付けられている動物取扱責任者研修において、関係法令や動物の取扱い、動物由来感染症及び動物に関連する最新の知見を周知するなど研修内容の充実を図ります。</u></p> <p>（２）不適正業者への指導</p> <p>営利か非営利かを問わず、動物の販売・保管・展示・繁殖・譲渡等については、法令により規制や各種基準が設けられていることから、<u>これらに適合していない事業者に対しては、指導等を徹底します。</u></p> <p><u>（３）所有者明示（個体識別）措置の推進</u></p> <p><u>販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報等の登録等が義務化された改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行います。</u></p> <p><u>（４）犬猫等健康安全計画等の遵守</u></p> <p>犬猫等販売業者は、幼齢の犬猫の取扱いや販売が困難になった犬猫の取扱い等に関する「犬猫等健康安全計画」を策定し、これを遵守するとともに、所有状況について個体ごとに帳簿を作成し、定期的な報告を行うことが義務付けられています。<u>定期報告を確認することにより、適正飼養を促し、無計画な繁殖が行われないよう監視・指導</u>します。</p> <p>施策6 動物関連学校との連携</p> <p>動物を取り扱う職業に従事する人材を養成する学校との連携を図り、関係法令や動物由来感染症等に関する情報共有を行います。<u>地域住民にとって適正かつ信頼できるアドバイザーとして、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立への一翼を担える人材</u></p>	<p><u>年1回以上受講が義務付けられている動物取扱責任者講習において、法令の内容をはじめ動物の取扱い及び施設等の基準の遵守を徹底します。また、動物に関する最新の情報を提供する等、研修の充実を図ります。</u></p> <p>（２）不適正業者への指導</p> <p>営利か非営利かを問わず、動物の販売・保管・展示・繁殖・譲渡等については、法令により基準や規制がされています。<u>法令の基準等に適合していない業者に対しては、指導等を徹底します。</u></p> <p>（３）<u>犬猫等健康安全計画等の遵守</u></p> <p>犬猫等販売業者は、幼齢の犬猫の取扱いや販売が困難になった犬猫の取扱い等に関する「犬猫等健康安全計画」を策定し、これを遵守するとともに、所有状況について個体ごとに帳簿を作成し、定期的な報告を行うことが必要です。</p> <p><u>犬猫等健康安全計画の遵守状況を適時調査するとともに、犬猫等販売業者に対して定期報告を徹底するよう指導し、その状況を確認することにより、適正飼養を促し、無計画な繁殖による動物の処分等が行われないようにします。</u></p> <p>施策8 動物関連学校との連携</p> <p>動物を取扱う職業に従事する人材を養成する学校との連携を図り、関係法令や動物由来感染症等に関する情報提供を行います。<u>学生が、将来飼主にとって適正かつ信頼できるアドバイザーとなり、動物取扱業者全体の資質が向上することを目指します。</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>を養成できるよう連携を深めます。</u></p> <p><u>施策7 産業動物及び実験動物の適正な取扱いの推進</u></p> <p>私たちの社会には、伴侶動物だけでなく産業動物（家畜）や実験動物も存在します。これらの動物たちについても、愛護と管理という視点からの対応が必要です。</p> <p>（1）畜産業者等への指導</p> <p><u>産業動物の福祉向上のため、欧米で取り入れられている「家畜福祉の5つの自由（①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由）」の理念を生産者等に周知し、家畜の適切な取扱いについて啓発を行う必要があります。</u></p> <p><u>畜産部局と公衆衛生部局とが連携し、国が作成した畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」に基づき適切な指導を行います。</u></p> <p>（2）実験動物の取扱い</p> <p><u>動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠ですが、動物が命あるものであることに鑑み、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるよう適切な措置を講</u></p>	<p><u>施策9 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応</u></p> <p><u>愛玩動物だけでなく私たちの社会には、産業動物（家畜）や実験動物も存在します。これらの動物たちについても、動物の愛護と管理という視点からの対応が必要です。</u></p> <p>（1）畜産業者等への指導</p> <p><u>わが国の家畜は、使役動物としての歴史は長い反面、食肉としての歴史は欧米に比べ短く、家畜の生産者及び消費者の双方に産業動物の福祉の理解が進んでいないのが現状です。産業動物の福祉向上のため、欧米で取り入れられている「家畜福祉の5つの自由（①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由）」の理念について、生産者に周知し、消費者に対し普及啓発を行う必要があります。</u></p> <p><u>産業動物の管理者及び飼養者に対しては、法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の遵守について、より一層理解を得られるよう指導を徹底します。</u></p> <p><u>また、災害時における取扱い等について、関係機関との情報共有を図ります。</u></p> <p>（2）実験動物施設への普及啓発</p> <p><u>実験動物を取扱う大学や研究施設等に対し、緊急時の対応を含め、科学的及び合理的な基準に基づいて飼養等の適正化が図られるよう「3Rの原則（苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement))」について普及啓発を行うとともに、最新の科学的知見等の収集にも努めます。</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>じることが必要とされています。</u></p> <p><u>実験動物を取扱う大学や研究施設等は、「3Rの原則（苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)）」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守が求められます。</u></p> <p>課題3 地域における取組</p> <p><u>動物の不適切な飼養又は無責任な給餌給水等により、動物による危害が発生したり、周辺的生活環境が損なわれるなどの問題は、近隣住民等の中で感情的対立を誘発しやすい性格を有することから、県と市町、動物愛護推進員や関係団体等が連携し、個々のケースに応じた対応を行います。</u></p> <p>施策8 動物愛護推進員の活動の活性化</p> <p>動物愛護推進員は、各地で動物愛護思想や動物の適正飼養に関する知識の普及啓発活動を実施していますが、より一層県民の理解を深めるため<u>動物愛護推進員の活動を広く一般に紹介します。</u></p> <p><u>また、地域における動物愛護活動の活性化を図るため、県内の各保健所を単位として動物愛護推進員、市町担当者との連絡会の開催や情報共有を行うと同時に動物愛護推進員に必要な知識の習得やスキルアップを目的とした研修を実施します。</u></p> <p>（今後の動物愛護推進員の活動目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犬・猫等の動物の愛護と適正飼養や管理について地域住民への普及啓発 ○ 犬・猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言 ○ 地域実態調査等による動物愛護管理施策への協力 ○ 災害時に備えた、飼養動物のしつけや予防注射等の適正な飼養 	<p>課題3 地域における取組</p> <p><u>動物に係るトラブルの多くは限られた地域において発生しており、これらの問題を解決するために、県と市町が緊密に連携し、問題へ取り組み、動物愛護推進員や関係団体との連携を深め、個々のケースに応じた対応策の指導を展開します。</u></p> <p>施策10 動物愛護推進員の活動の活性化</p> <p><u>(1) 動物愛護推進員の活動内容の充実</u></p> <p><u>動物愛護推進員は、各地で動物愛護思想や動物の適正飼養に関する知識の普及啓発活動を実施していますが、より一層県民の理解を高め、動物愛護推進員が地域で活動しやすくなるように、動物愛護推進員の活動を広く一般に紹介します。</u></p> <p><u>また、地域に密着した問題に対して、動物愛護推進員による助言や普及啓発により、迅速な解決と発生防止を図るため、推進員に必要な知識の習得やスキルアップを目的とした研修を実施します。</u></p> <p>（今後の推進員活動目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犬・猫等の動物の愛護と適正飼養について地域住民への普及啓発 ○ 犬・猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言 ○ 地域実態調査等による動物愛護管理施策への協力

改正後（改正素案）	改正前
<p>管理、必要な備蓄品等についての地域住民への普及啓発</p> <p>施策9 地域の飼主のいない猫対策</p> <p>本県の犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数は全国的にみて多く、引取り頭数のうち、飼主がいない猫が約8割を占めており、これを削除することが今後の課題となっています。</p> <p>飼主がいない猫が増え、猫の糞尿や猫に財産を傷つけられるなどの問題が生じている地域では、猫を不びんに思う住民が適切な管理をせず給餌給水のみを行っていることに起因しているケースが多くみられ、住民どうしのトラブルに発展することも少なくありません。改正法では、給餌給水により周辺的生活環境を損ねる事態を生じさせている者に対する指導等ができる規定が新たに明記されたことから、関係機関が協力し適宜調査・指導等を行うとともに、動物の適切な管理方法に関して地域住民の十分な理解、協力を得ながら、問題解決に向けて取り組む必要があります。</p> <p>飼主のいない猫対策の一手法として、地域住民やボランティアが中心となり、給餌や排泄物の処理、不妊去勢手術による繁殖防止措置など適切な管理下でその数を減らしていく地域猫活動があり、他県でも一定の成果が報告されていることから、本県におい</p>	<p>○ 災害時に備えた、飼養動物のしつけや必要な備蓄品等についての地域住民への普及啓発</p> <p>（2）市町・関係団体と動物愛護推進員の連携推進</p> <p>動物愛護推進員と市町との連携を深め、地域における動物愛護活動の活性化を図るため、県内の各保健所を単位として動物愛護推進員、市町担当者との連絡会の開催や情報提供を行っていきます。また、動物愛護団体等関係団体との連携を強化する体制づくりに努めます。</p> <p>施策11 地域の飼主のいない猫対策</p> <p>近年、飼主のいない猫は、引取り等の施策にもかかわらず増加傾向で、引き取った飼主のいない猫の多くは新しい飼主が見つからず、処分されているのが現状です。その上、飼主のいない猫の苦情も増えています。地域住民の間でもこれらの猫を快く思っていない人と猫を不びんに思い餌を与えている人がおり、状況の受け止め方や考え方の違いにより人々の猫に対する感情は様々であり、住民どうしのトラブルに発展することも少なくありません。また、今までに取組んできた適正飼養の指導や飼主のいない猫の引取り等だけでは解決に至らないケースが多いことも事実です。</p> <p>この問題は地域に密着したもので地域住民の十分な理解、協力が必要であることから、地域住民、市町、県が協働して取り組むことが大切であるほか、獣医師会や動物愛護団体等の協力も必要です。このことを踏まえて、今後、どのような取組が適切であるかについて、愛媛県動物愛護推進懇談会の場等において検討を進めます。特に、飼主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動等の取組に関する調査研究を進め、飼主</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>ても平成28年度に作成したガイドラインを活用し、各地でのパネル展やセミナー等により認知度向上を図るとともに、市町や獣医師会と連携した繁殖防止措置の支援を行うなど地域猫活動を普及・推進します。</u></p> <p>施策 <u>1 0</u> 教育現場及び地域における<u>動物愛護</u>の普及啓発活動の推進</p> <p><u>生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、幼少期から動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められています。このため、獣医師会や動物愛護推進員及び動物愛護サポーター等と連携して小中学校を中心とした動物愛護教育が一層有意義なものになるように支援を行います。</u></p> <p>（1）普及啓発の内容の検討</p> <p><u>動物の愛護及び管理に関する考え方や動物由来感染症の予防等</u>に関しては、小中学校で継続的に教えることが重要であるため、教育機関と連携して、子どもの成長過程に応じた普及啓発内容を検討し、教育現場へ提供します。</p> <p>（2）動物愛護推進員による教育現場での普及啓発</p> <p>現在、動物愛護センターが実施する小学校における移動教室は、今後とも継続を図るとともに、動物愛護推進員と小中学校等が連携して普及啓発が実施できるよう、動物愛護推進員への研修の実施、</p>	<p><u>のいない猫の適正飼養ガイドラインの作成、地域の実情を踏まえた計画づくりへの支援等を検討します。</u></p> <p><u>また、動物愛護センターや企業等におけるパネル展の開催、市町が発行する広報誌、ホームページへの掲載等を通じ、不妊去勢手術の推進、室内飼養の徹底及び地域猫活動等を伴わない不適切な給餌行為の防止等に関する普及啓発を強化する等、飼主のいない猫を生み出さないための取組を推進します。</u></p> <p>施策 <u>1 2</u> 教育現場及び地域における普及啓発・<u>動物介在活動</u>の推進</p> <p><u>子供の時期から動物に触れ合い、正しい接し方や動物を愛する心を育てることは、動物愛護管理の観点からはもちろん、人格形成のうえからも重要です。</u></p> <p><u>獣医師会・動物愛護団体・動物愛護推進員と連携して小中学校での動物愛護教育が有意義なものになるように支援を行います。</u> <u>また、福祉施設等における動物介在活動を推進します。</u></p> <p>（1）普及啓発の内容の検討</p> <p><u>動物愛護や動物由来感染症の予防等</u>に関しては、小中学校で継続的に教えることが重要であるため、教育機関と連携して、子どもの成長過程に応じた普及啓発内容を<u>研究</u>し、教育現場へ提供します。</p> <p>（2）動物愛護推進員による教育現場での普及啓発</p> <p>現在、動物愛護センターで実施している小学校における移動教室<u>については、今後とも継続を図っていくとともに、動物愛護推進員と小中学校等が連携して普及啓発が実施できるよう、動物愛護推進</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>情報等の提供や市町との調整等の支援を行います。</p> <p>（3）学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施等 学校飼養動物の適切な取扱いを推進するため、動物愛護センター、保健所、獣医師会及び企業等との連携により、教育現場への動物の適正飼養や動物由来感染症に関する情報の提供、相談への対応、教職員への研修等を実施します。</p> <p>課題4 処分頭数減少への取組</p> <p><u>動物愛護の基本は、動物の命の尊厳を守ることにより、殺処分頭数の削減には、その理念が幅広く県民に浸透することが不可欠であることから、官民が協働して動物愛護思想の普及と適正飼養の徹底を図ることが重要です。</u></p> <p><u>このため、県では、獣医師会や動物愛護サポーター、動物愛護団体等と協働して、広報活動や動物愛護イベントの開催等による適正飼養の普及啓発、不妊去勢手術の推進、移動譲渡会の開催や仲介者譲渡制度の導入等による譲渡事業の拡大など、官民一体となった活動に取り組んでいます。しかしながら、本県の犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数は全国的にみて多く、更なる取組を進める必要があります。</u></p> <p><u>そこで、収容された犬猫のうち、譲渡することが適切な動物の返還・譲渡を進め、殺処分頭数の減少に繋げていきます。</u></p> <p>施策1-1 終生飼養の徹底</p>	<p>員への研修の実施、情報等の提供や市町との調整等の支援を行います。</p> <p>（3）学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施等 学校飼養動物の適切な取扱いを推進するため、動物愛護センター、保健所、獣医師会及び企業等との連携により、教育現場への動物の適正飼養や動物由来感染症に関する情報の提供、相談への対応、教職員への研修等を実施します。</p> <p><u>（4）福祉施設等における動物介在活動の推進</u> <u>動物との触れ合いによる癒しや安らぎを目的として動物愛護センターにおいて実施している動物介在活動の推進を図ります。</u></p> <p>課題4 処分頭数減少への取組</p> <p><u>動物愛護センターにおける動物愛護精神の普及啓発や適正飼養の指導により、処分頭数減少に努めておりますが、更なる処分頭数の減少を目指し、適正飼養の徹底に関する指導・啓発の強化、終生飼養の原則に反する場合の所有者からの引取り拒否の適正運用等に向けた施策や動物愛護団体、獣医師会、ボランティア及び企業等との連携強化による譲渡率の増加に向けた施策を展開します。</u></p> <p>施策1-3 終生飼養の徹底</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>動物の命の尊厳を守る観点から、終生飼養は所有者・動物取扱業者等の責務とされているため、その徹底について指導・啓発等を強化します。</u></p> <p>（１）動物取扱業者による説明の徹底</p> <p><u>動物の安易な飼養開始やみだりな繁殖により飼養継続が困難となり、動物の引取りを求めるケースを防止するため、動物取扱業者に対し、販売及び譲渡時において、終生飼養等の飼主の責務について十分に説明するよう指導します。</u></p> <p>（２）関係機関の協働した普及啓発</p> <p><u>県、各市町のホームページや窓口でのポスター掲示及びパネル展等の啓発イベントなどにより、犬猫の引取り頭数や殺処分頭数が全国的にみて多い現状を周知するとともに安易な飼養開始の防止及び終生飼養について普及啓発を強化します。</u></p> <p><u>また、動物愛護サポーターや地域ボランティア等と連携した効果的な周知活動にも取り組みます。</u></p> <p>（３）教育現場における普及啓発</p> <p><u>適正飼養の推進については、幼少期からの意識付けが重要であることから、学校等との連携をより深め、命の大切さへの認識や動物の適切な飼育が身につくよう動物愛護教室をさらに拡充、強化することにより、動物愛護思想に関する県民意識の向上を図ります。</u></p>	<p><u>動物愛護管理法の改正に伴い、動物の所有者の責務として終生飼養が明記されたことを踏まえ、終生飼養の責務等に関する普及啓発等を強化します。</u></p> <p>（１）動物取扱業者による説明の徹底</p> <p><u>安易に飼養開始したために飼養継続が困難となり、動物を処分するケースを防止するため、動物取扱業者に対し、販売時や譲渡時に、飼養者の責任と負担について十分な説明を実施するよう指導を行います。</u></p> <p><u>特に販売を行う第一種動物取扱業者に対しては、現物確認及び対面による十分な説明等を行うよう指導します。</u></p> <p>（２）行政機関による普及啓発</p> <p><u>動物愛護センター及び各保健所のホームページやパンフレット、パネル展の開催等により、安易な飼養開始の防止（動物の生理・習性をよく理解したうえでの飼養）、飼養者の責務、終生飼養の実施等について普及啓発を強化します。</u></p> <p>（３）教育現場における普及啓発</p> <p><u>小学校等における移動教室や学校教育において、命の大切さ、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立の重要性等について普及啓発を行います。</u></p> <p>（４）関係団体等の協働</p> <p><u>動物愛護団体等の関係団体や企業等と協働して、終生飼養の周知</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p data-bbox="197 264 622 296">（4）<u>犬猫等販売業者への指導</u></p> <p data-bbox="174 312 1115 488"><u>犬猫等販売業者が販売用に供することが困難となった犬猫について、業者自身が定めた犬猫等健康安全計画による終生飼養や譲渡等が適正に行われているかどうかの確認及び指導を徹底します。</u></p> <p data-bbox="174 504 672 536">施策1.2 <u>繁殖制限措置の周知徹底</u></p> <p data-bbox="174 552 1115 823"><u>令和元年の法改正により、犬又は猫の所有者等に対し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合に、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の措置を講じることが義務付けられたことから、獣医師会、市町、動物愛護団体及び企業等と協働し、所有者等への周知啓発を強化し、子犬、子猫の処分頭数の減少に努めます。</u></p> <p data-bbox="174 1382 766 1414">施策1.3 <u>動物の引取り制度の適正な運用</u></p>	<p data-bbox="1169 217 1608 248"><u>徹底をする活動を展開します。</u></p> <p data-bbox="1169 264 1904 296">（5）<u>犬猫等販売業者による終生飼養の確保の徹底</u></p> <p data-bbox="1169 312 2123 440"><u>犬猫等販売業者が定めた犬猫等健康安全計画に基づき、販売の用に供することが困難になった犬猫が適正に取扱われているかどうかの確認を徹底します。</u></p> <p data-bbox="1169 504 1599 536">施策1.4 <u>繁殖制限措置の拡大</u></p> <p data-bbox="1169 552 2123 727"><u>市町、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体及び企業等と協働して、動物愛護管理における不妊去勢手術の重要性やメリットについて、情報提供及び普及啓発を行い、生まれたばかりの子犬、子猫の処分頭数の減少に努めます。</u></p> <p data-bbox="1169 847 1792 879">施策1.5 <u>動物愛護センターからの情報提供</u></p> <p data-bbox="1169 895 1836 927">（1）<u>動物愛護センターからの情報提供の実施</u></p> <p data-bbox="1169 943 2123 1118"><u>動物愛護センターホームページによる、犬猫の引取り・処分・譲渡頭数等の情報提供を充実させるとともに、飼主に対し、終生飼養の徹底と飼えなくなった場合においては新しい飼主を見つける努力をするよう指導を行います。</u></p> <p data-bbox="1169 1134 1487 1166">（2）<u>処分施設の公開</u></p> <p data-bbox="1169 1182 2123 1358"><u>希望者を対象に動物愛護センターの処分施設を公開し、現状を見てもらったうえで、不幸な動物たちを減らすための啓発を行います。また、動物愛護センターが主催する講習会等においても、処分施設についての説明を行います。</u></p> <p data-bbox="1169 1374 1756 1406">施策1.6 <u>動物の引取り制度の適正な運用</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>動物を終生飼養することは、飼主の当然の責務であり、また、繁殖した動物も自らの責任において適切に飼養し、又は、譲渡すべきであることは自明のことです。<u>県では、終生飼養の原則に反する場合の犬猫の引取りを拒否し、終生飼養や新しい飼主探しを行うよう指導を行ってきたところです。</u></p> <p><u>令和元年の法改正に伴い、所有者不明の犬猫の引取り拒否事由が追加され、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがない場合等引取りを求める相当の理由がない場合には引取りを拒否できると明示されました。</u></p> <p><u>このことから、引取り窓口となる市町と連携して、所有者等への引取り事由の確認を徹底するとともに、引き取る動物を精査し、処分される動物の減少を図ります。</u></p> <p>施策1-4 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり</p> <p><u>動物愛護センターでは、処分される不幸な命を減らすためだけでなく、「地域の模範飼主」となる飼主を育成することを目的に譲渡事業に取り組んでおり、安易な譲渡は行わないことを前提に譲渡事業の拡充を図っています。また、動物愛護サポーターや譲渡仲介者等のボランティア及び動物愛護団体や企業等と連携し譲渡事業の拡充に向けた取組みを進めます。</u></p> <p><u>（1）譲渡機会の拡充</u></p> <p><u>適正飼養のための教育の場として、譲受希望者を対象として実施している講習会について、動物愛護センターにおける開催数の増加や、センター以外の一般の方が訪れやすい場所で開催するな</u></p>	<p>動物を終生飼養することは、飼主の当然の責務であり、また、繁殖した動物も自らの責任において適切に飼養し、又は、譲渡すべきであることは自明のことです。<u>しかしながら、飼主の都合による飼養の放棄やみだりな繁殖の結果、行政機関に引取りを求められる動物は後を絶たず、その大部分が処分される結果となっているのが現状です。</u></p> <p><u>終生飼養、繁殖制限措置等の飼主の責務を果たさず、安易に行政に引取りを求めることを抑止するため、平成20年10月から犬猫の引取りを申し出る飼主に対して、経費の負担を求めています。</u></p> <p><u>さらに、動物愛護管理法の改正に伴い、終生飼養の原則に反する場合に、引取りを拒否できることとなったことから、引取り窓口となる市町と連携して、引取りの拒否を適正に運用するとともに、終生飼養や新しい飼主探しを行うよう指導を行い、処分される不幸な動物の減少を図ります。</u></p> <p>施策1-7 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり</p> <p><u>（1）譲渡制度の見直しと動物愛護団体等との連携拡大</u></p> <p><u>動物愛護センターに収容された犬猫の譲渡数を増加させるため、従来子犬・子猫のみであった譲渡対象犬猫に、成犬・成猫を追加しました。</u></p> <p><u>今後は、動物愛護センターが行う動物の譲渡について、適正譲渡に取り組む動物愛護団体や企業等とも連携し、自ら終生飼養することを目的とする者に限定していた譲渡対象者の範囲を、新たな飼主を探すことを目的とする者（譲渡仲介者）にも拡大する等、譲渡を円滑に行うための仕組みを充実させます。</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>ど譲渡機会の増加に努めます。</u></p> <p>（２）譲渡制度の普及啓発</p> <p>動物愛護センターから譲渡を受けた県民の体験談を公開するとともに、関係機関や<u>動物愛護サポーター</u>等へ情報提供する等、譲渡制度の認知度を高める方策を検討し実施します。</p> <p>課題５ 県民と動物の安全の確保</p>	<p>（２）譲渡制度の普及啓発</p> <p>動物愛護センターや<u>動物愛護団体</u>等から譲渡を受けた県民の体験談を公開するとともに<u>関係機関や企業</u>等へ情報提供する等、譲渡制度の認知度を高める方策を検討し実施します。</p> <p><u>（３）譲渡会場数の増加</u></p> <p><u>動物愛護をより一層普及し浸透させるため、動物愛護センターが実施している譲渡会を、一般の方が訪れやすい場所で多く開催するよう、市町や企業等の協力を得て、譲渡会場数の増加を図ります。</u></p> <p><u>（４）譲渡前に実施する講習会等の充実</u></p> <p><u>模範飼主の育成推進のために、譲受希望者を対象として譲渡前に実施している講習会について、譲渡仲介者を通じて正しい知識が伝達できるよう、譲渡仲介者に対する講習会を導入する等、講習会の充実を図ります。</u></p> <p><u>また、繁殖制限措置を実施した動物の譲渡等、譲渡動物の在り方についても検討します。</u></p> <p><u>施策１８ 犬猫の引取り窓口における飼主への指導</u></p> <p><u>引取り窓口となる市町と連携して、引取りを申し出る飼主に対して、引取り理由を明らかにさせたいうで、飼主の責任の自覚や再考を促すとともに、必要に応じて、犬猫の処分の状況についての説明や繁殖制限措置の必要性について指導を行います。</u></p> <p><u>また、終生飼養の原則に反する場合には引取りを拒否できるようになったことを十分に周知し、安易な引取り申し出の防止に努めるとともに、引取りの拒否を適正に運用します。</u></p> <p>課題５ 県民と動物の安全の確保</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>動物由来感染症の知識等の普及啓発、災害発生時の対策により、人と動物の安全確保を図る施策を展開します。</p> <p>施策15 動物由来感染症対策</p> <p>（1）動物由来感染症に関する知識の普及啓発</p> <p>動物由来感染症は、動物から人、人から動物に感染する病気の総称で、WHOの報告では200種類以上が確認されており、主なものとしては狂犬病、ペスト及びSFTS等が挙げられます。これらの感染症は、人と動物も発症するもの、動物は無症状で人だけが発症するもの等病原体によって様々なものがあります。そのため、感染症対策には、日常生活における正しい動物の取扱いや感染症の正しい知識の普及啓発が重要なことから、情報収集や調査研究を行い、各関係機関への適切な情報提供に努めます。</p> <p>（2）狂犬病対応</p> <p>狂犬病対応マニュアルを活用し、関係機関が必要な協力体制の確認や演習等を行い、県内における狂犬病発生時に迅速に対応できる体制を整備します。</p> <p>施策16 災害発生時の動物の保護及び逸走防止</p> <p>近年の自然災害で、飼主とはぐれて放浪状態となったペットが住民に危害をもたらしたり、繁殖して生態系に影響を与える恐れが生じるなどの問題が生じたことから、国は、ペットは飼主と同行避難が原則との方針を示しています。</p> <p>そのため、国の作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」や「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」に基づき、各市町、獣医師会、動物愛護団体等の関係機関及び企業等と連携した災害</p>	<p>動物由来感染症への対応や感染を防止するための普及啓発、災害発生時の対策により、人と動物の安全確保を図る施策を展開します。</p> <p>施策19 動物由来感染症対策</p> <p>（1）動物由来感染症に関する知識の普及啓発</p> <p>動物由来感染症が発生した場合に、適切な行動がとれるように、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して、各関係機関への情報提供と普及啓発を強化します。</p> <p>（2）対応マニュアルの作成</p> <p>動物由来感染症発生時の対応マニュアルを作成するとともに、必要な協力体制の確認や演習の実施を行い、発生時に迅速に対応できるような体制を整備します。</p> <p>施策20 災害発生時の動物の保護及び逸走防止</p> <p>愛媛県に大きな被害を及ぼすと考えられる南海トラフの地震については、今後30年以内に60～70%の確率で発生が予測されています。また、集中豪雨による浸水や土砂災害で避難生活を余儀なくされたり、それが長期化したりすることも近年珍しくありません。災害発生時には、人と共にペットも被災することから、国の作成した災害時におけるペットの救護対策ガイドラインや愛媛県災害時動物救護活動ガイドラインに基づき、ペットとの同行避難を考慮</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>対応救援体制の整備を行います。</u></p> <p><u>(1) 飼主への啓発・情報提供</u></p> <p><u>災害発生時にペットの命や健康を守るためには、飼主の知識と平常時からの準備が大切です。防災体験イベントや講習会の拡充及び広報活動の強化を行うとともに、県・市町が実施している防災訓練等において、多くの飼主に同行避難を体験できる機会を提供するよう努めます。</u></p>	<p><u>し、かつ、周りの人にも配慮した避難所の確保等の救援体制を市町、獣医師会、動物愛護団体等の関係機関及び企業等と協議して整備するとともに、飼主への啓発や情報提供にも努めます。</u></p> <p><u>特定動物や実験動物の逸走による被害発生防止と事業用に飼養されている動物の保護のために必要な指導を行うほか、災害時の対応等について関係機関との情報共有を図ります。</u></p> <p><u>(1) 関係機関との協働</u></p> <p><u>被災したペットの飼育相談や健康管理及び一時預かり等を的確に実施するためには、避難所を直接管理する市町や獣医師及び動物愛護推進員の協力が不可欠であることから、連携体制の強化を図ります。</u></p> <p><u>飼主がいなくなった、あるいは飼主が不明のペットの預かり及び新しい飼主への譲渡を円滑に実施するために動物愛護団体や企業及びボランティアとの連携を進めます。</u></p> <p><u>(2) 飼主への啓発・情報提供</u></p> <p><u>飼主の知識と準備が、災害発生時にペットの命や健康を守り、かつ円滑な同行避難に結びつく大きな要因であることから、動物愛護センターで実施する「ペットの災害対策教室」の拡充及び広報活動の強化を行うとともに動物愛護団体が実施している防災訓練と連携・協力し、多くの飼主に体験の機会を提供するように努めます。日頃からの災害時に備えたしつけ及び災害時の心得や準備しておくべき物品リスト等を記載したリーフレットを作成し、動物診療施設やペットショップ等で飼主に配布したり、県・市町が実施する防災訓練の時に参加者に配布したりして、飼主への啓発に努めます。</u></p> <p><u>(3) 特定（危険）動物の災害時対策の徹底</u></p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>(2) 動物取扱業者の災害時対策の徹底 <u>動物取扱業者に対しては、飼養保管している動物について、災害発生時に適切に保護、管理ができるよう避難場所の確保やマニュアル作成等について指導します。</u></p> <p>(3) 特定動物等の災害時対策の徹底 <u>特定動物や実験動物の逸走による被害発生防止と事業用に飼養されている動物の保護のために、飼養施設の保守点検や災害発生時の逸走防止措置等の対策について、飼養者に対し指導するほか、関係機関との情報共有を図ります。</u></p> <p>(4) 市町等との連携 <u>地域防災計画におけるペットに関する対策については、十分な整備がなされていないのが現状であり、市町、獣医師会、動物愛護団体、企業及びボランティア等との緊密な連携によるペットの救護体制等の構築を図ります。また、「ペット受入体制整備マニュアル」を整備、活用し、避難所におけるペットの受入体制の整備を促進します。</u></p> <p>第5 計画の推進 1 計画の周知</p>	<p><u>災害発生時の特定動物の逸走を防止するため、特定動物の飼主に対して飼養施設の保守点検を確認することや災害発生時の逸走防止措置の徹底を図ります。</u></p> <p>(4) 動物取扱業者の災害時対策の徹底 <u>動物取扱業者が飼養保管している動物について、災害発生時に適切に保護、管理ができるよう避難場所の確保やマニュアルを作成すること等について、指導を徹底します。</u></p> <p><u>施策2-1 市町等の災害時対策の促進</u> <u>地域防災計画におけるペットに関する対策については、広域的な連携体制の構築等、十分な整備がなされていないのが現状であり、今後、関係団体及び市町と広域的に連携した体制の強化が必要になります。</u></p> <p><u>災害発生時の動物への対応について、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインや愛媛県災害時動物救護活動ガイドラインを基に、詳細な活動マニュアルの整備を含め、広域的な体制整備を図ります。また、獣医師会、動物愛護団体、企業、ボランティア等との緊密な連携によるペットの避難場所の確保等の被災動物救援の体制整備を図ります。</u></p> <p>第5 計画の推進 1 計画の周知</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p>本計画について、県内各市町、関係機関、関係団体及び企業等に通知するとともに、広報、ホームページ等により県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。</p> <p>2 計画の実施体制の整備</p> <p>（1）動物愛護センターの機能の向上</p> <p>動物取扱業の監視体制を充実するとともに、感染症発生時の対応訓練等を実施して、緊急時における対応能力の向上を図る等、動物の収容、隔離、検体採取を行う動物愛護センターの機能を強化します。</p> <p>また、従来から実施している動物の譲渡事業やふれあい教室等の愛護事業を継続して行い、関係機関及び関係団体との連携を強化します。</p> <p>（2）連絡調整機能の強化</p> <p>動物愛護センターが主体的に開催する会議や運営に際して、関係機関及び関係団体との連絡調整を強化していきます。</p> <p>（3）調査研究の実施</p> <p><u>動物の愛護及び管理に関する施策を進めるには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護管理及び動物由来感染症に関して調査研究を継続して行い、県や市町の施策に反映させていきます。</u></p> <p>3 市町との連携推進</p> <p>市町との主管課長会や担当者会等において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や動物由来感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行<u>います</u>。また、市町には獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、動物愛護管理に關</p>	<p>本計画について、県内各市町、関係機関、関係団体及び企業等に通知するとともに、広報、ホームページ等により県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。</p> <p>2 計画の実施体制の整備</p> <p>（1）動物愛護センターの機能の向上</p> <p>動物取扱業の監視体制を充実するとともに、感染症発生時の対応訓練等を実施して、緊急時における対応能力の向上を図る等、動物の収容、隔離、検体採取を行う動物愛護センターの機能を強化します。</p> <p>また、従来から実施している動物の譲渡会や「ふれあい教室」等の愛護事業を継続して行い、関係機関及び関係団体との連携を強化します。</p> <p>（2）連絡調整機能の強化</p> <p>動物愛護センターが主体的に開催する会議や運営に際して、関係機関及び関係団体との連絡調整を強化していきます。</p> <p>（3）調査研究の実施</p> <p>動物の愛護管理と動物由来感染症に関して調査研究を継続して行い、県や市町の施策に反映させていきます。</p> <p>3 市町との連携推進</p> <p>市町との主管課長会や担当者会等において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や動物由来感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行<u>って</u>いきます。</p> <p>また、市町には獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少</p>

改正後（改正素案）	改正前
<p><u>する業務に協働して対応するなど、連携を進めていきます。</u></p> <p>4 関係団体等との連携推進 警察及び獣医師会や動物愛護団体等関係団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。</p> <p>5 民間企業との連携推進 動物愛護管理に関する普及啓発活動や災害時の支援等において、民間企業の協力は大きな力となることから、社会貢献活動として動物愛護に取り組む企業との連携推進を図ります。</p> <p>6 愛媛県動物愛護推進懇談会の運営 市町、獣医師会、有識者、第一種動物取扱業者、動物愛護団体、教育及び一般県民等の代表で構成する愛媛県動物愛護推進懇談会を設置しています。今後も、この懇談会を定期的を開催し、民間と行政が動物に関する課題を共有し、意見交換を行うことにより、連携して動物愛護と適正飼養の推進ができるよう努めます。</p> <p>第6 本計画の評価及び見直し</p> <p>1 平成30年度までの達成状況 県では、「人と動物が共生する豊かな地域社会」を実現するため、<u>市町・関係団体等と連携し、適正飼養の普及啓発をはじめ、終生飼養や譲渡拡大の仕組みづくりなどにより引取り頭数、殺処分頭数の削減に取り組んでおり、平成30年度の犬猫の引取り頭数は、平成24年と比べ約4割、殺処分頭数は約6割減少しました。しかしながら、本県の犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数は全国的にみ</u></p>	<p><u>ないため、動物愛護管理担当者に対する情報提供や技術支援により、担当者の業務への取組を支援します。</u></p> <p>4 関係団体等との連携推進 警察及び獣医師会や動物愛護団体等関係団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。</p> <p>5 民間企業との連携推進 動物愛護管理に関する普及啓発活動や災害時の支援等において、民間企業の協力は大きな力となることから、社会貢献活動として動物愛護に取り組む企業との連携推進を図ります。</p> <p>6 愛媛県動物愛護推進懇談会の運営 市町、獣医師会、有識者、第一種動物取扱業者、動物愛護団体、教育、<u>公民館及び一般県民等の代表で構成する愛媛県動物愛護推進懇談会を設置しています。</u></p> <p>今後も、この懇談会を定期的を開催し、民間と行政が動物に関する課題を共有し、意見交換を行うことにより、連携して動物愛護と適正飼養の推進ができるよう努めます。</p> <p>第6 本計画の成果と課題</p> <p>1 平成24年度までの達成状況 「人と動物が共生する豊かな地域社会」を実現するために、<u>5つの課題に対し、21の施策の推進に取り組んできましたが、主に猫に関する施策に関して、引取り頭数が増加傾向である等、計画が順調に進んでいるとは言えない状況であったため、重点的に施策内容の見直しを行いました。</u></p>

改正後（改正素案）	改正前																																
<p>て多く、引取り頭数のうち、飼主がいない猫が約8割を占めていることが課題となっていることから、改正計画では、主に猫の適正飼養や飼主がいない猫対策を重視し、施策内容の見直しを行いました。</p> <p>2 令和12年度に向けた目標</p> <p>動物の殺処分頭数は、動物愛護管理行政の成果指標の一つであり、目標の数値化は、事業推進に有効な手段と考えられます。計画の最終年度である令和12年度における犬猫の殺処分頭数について、下記の通り目標数値を設定し、目標達成に向けて施策に取り組んでいきます。なお、目標は可能な限り前倒しで達成するよう努め、5年後を目途に目標数値を見直すこととします。</p> <table border="1" data-bbox="188 831 1093 1029"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">推進計画目標（令和12年度）</th> <th rowspan="2">平成30年度比</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成30年度実績 → 令和12年度目標頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td colspan="2">539頭 → 270頭</td> <td>約50%減</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td colspan="2">1,882頭 → 940頭</td> <td>約50%減</td> </tr> </tbody> </table>		推進計画目標（令和12年度）		平成30年度比	平成30年度実績 → 令和12年度目標頭数		犬	539頭 → 270頭		約50%減	猫	1,882頭 → 940頭		約50%減	<p>2 平成35年度に向けた目標</p> <p>動物の引取り頭数は、動物愛護管理行政の成果指標の一つであり、目標の数値化は、事業推進に有効な手段と考えられます。計画の最終年度である平成35年度における犬猫の引取り数について、動物愛護センター開設から10年間のデータ等を基に、下記の通り目標数値を設定し、目標達成に向けて施策に取り組んでいきます。なお、目標は可能な限り前倒しで達成するよう努め、5年後を目途に、目標数値を見直すこととします。</p> <table border="1" data-bbox="1167 831 2094 1075"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成35年度目標頭数</th> <th>平成24年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所有者からの引取り</td> <td>犬</td> <td>200頭</td> <td>約57%減</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>150頭</td> <td>約50%減</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拾得者からの引取り</td> <td>犬</td> <td>300頭</td> <td>約60%減</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>2,000頭</td> <td>約50%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1）所有者からの犬猫の引取り頭数は、平成25年に国が基本指針で示した平成35年度の引取り頭数を平成16年度比75%減とする目標を、平成24年度実績で既に達成していますが、更なる削減に向け、引取り拒否の適正な運用等による減少を見込み、経年データからの推定値より低く設定しました。</p> <p>（2）拾得者からの犬の引取り頭数は、平成24年度実績で平成16年度比38.1%減ですが、所有者明示の推進による返還頭数の増加等を</p>			平成35年度目標頭数	平成24年度比	所有者からの引取り	犬	200頭	約57%減	猫	150頭	約50%減	拾得者からの引取り	犬	300頭	約60%減	猫	2,000頭	約50%減
		推進計画目標（令和12年度）			平成30年度比																												
	平成30年度実績 → 令和12年度目標頭数																																
犬	539頭 → 270頭		約50%減																														
猫	1,882頭 → 940頭		約50%減																														
		平成35年度目標頭数	平成24年度比																														
所有者からの引取り	犬	200頭	約57%減																														
	猫	150頭	約50%減																														
拾得者からの引取り	犬	300頭	約60%減																														
	猫	2,000頭	約50%減																														

改正後（改正素案）	改正前
<p>3 達成状況の評価と計画の見直し</p> <p>本計画の達成状況については年度毎に分析、評価を行い、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。</p>	<p><u>見込み、経年データからの推定値より低く設定しました。</u></p> <p><u>（3）拾得者からの猫の引取り頭数については増加傾向であり、経年データからの推定に基づく設定はできないことから、見直しを行った施策を強力に推進することにより、目指すべき数値として設定しました。なお、この数値目標については、データに基づくものではないことから、5年間程度の状況を十分に分析し、再度検討することとします。</u></p> <p>3 達成状況の評価と計画の見直し</p> <p>本計画の達成状況については年度毎に分析、評価を行い、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。</p>